

教育委員会が社会教育において対応すべき人材育成について

○ 教育の目的

人格を完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われる（教育基本法第1条）。

○ 社会教育とは

学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）
（社会教育法第2条）

○ 県における社会教育に関する人材育成事業の状況

教育委員会		知事部局	
所管	青少年教育、女性教育、公民館の事業等の社会教育 家庭教育	所管	(現代的・社会的な課題の例) 防災、地域安全、消費者保護、男女共同参画、環境、人権、 子育て支援、食育、多文化共生等
対象	指導者等養成	対象	指導者等養成 一般啓発
特定	小中学校PTA指導者研修会 高等学校PTA指導者研修会 市町村社会教育委員研修会 人権教育指導者研修会 コーディネーター（学校支援事業・放課後子ども教室） 放課後子ども教室指導者研修会 子育てネットワーク養成講座 公民館等社会教育担当者研修会	広 範	防災ボランティアコーディネーター養成講座 防犯ボランティアリーダー養成講座 子ども安全リーダー養成研修会 男女共同参画人材育成セミナー 食育推進ボランティア育成 防災・減災カレッジ 消費生活講座 ストップ温暖化教室 生物多様性セミナー あいち人権講座 等
広 範	青年団体指導者研修会 女性教育指導者研修会		

目的

特定の者を対象とした研修…地域づくりの中心的担い手として、それぞれの
役割の質を高め活動してもらうため
広範の者を対象とした研修…地域づくりの中心的担い手として広く活動して
もらうため

目的

特定の行政目的を達成するため

○教育委員会が育成すべき人材の考え方

社会教育の役割（「第6期中教審生涯学習分科会における議論の整理」（平成25年1月））	育成すべき人材
・住民同士が学びあい、教えあう相互学習を通じて、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、人と人との絆を強くする役割	社会づくりの中心的担い手（リーダー）
・現代的・社会的な課題に関する学習など、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、地域住民一人一人が当事者意識を持って能動的に行動（「自助」）するために必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践（「互助・共助」）に結びつける役割	社会づくりのコーディネーター

※個別の「現代的・社会的な課題」に特化した人材育成については、それぞれを所管する部署が行う。

○課題

- ・地縁組織による伝統的な地域コミュニティの機能が低下する中において、新たな地域づくりの担い手として登場した特定の目的・テーマのもと活動を行う組織と連携を図っていく必要がある。
- ・社会づくりの中心的担い手（リーダー）の研修については、現在、小中学校PTA指導者研修会始め9事業を実施しているが、首長部局との人材育成に関する連携が実際には難しく、十分とは言えないため、地域でのつながりができにくい状況にある。
- ・社会教育指導者の主たる活動の場は、市町村・地域となるが、活動の場が不足していること、修了生同士の横の連携が不足していることなどの理由により、地域での活動に結びつかないことが少なくない。また、研修修了者にも、新たな公、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）といった意識が少ない。
- ・住民主体による地域づくりを活性化するためには、行政の社会教育専門的職員が環境づくりに向けて機能を発揮できるよう、その育成が求められる一方で、住民の中にも地域の多様な課題を総合的に捉え、各分野のコーディネーターとして活躍できる人材を育成する必要がある。
- ・コーディネーターの育成については、学校支援事業及び放課後子ども教室推進事業に特化した2事業にとどまっており、幅広くつながりの形成を行うことを想定したコーディネーターの育成は行っていない。

○今後の方向性

- ・多様な主体が特性を十分に発揮しながら、連携・協働し、地域の絆を形成し、持続可能な社会を構築するために、社会教育指導者を活用するとともに、多様な主体を効果的につなげるコーディネーターを育成する（別添イメージ図参照）。
 - ①「地域の絆をつくる人材育成セミナー」：各育成事業修了生を対象に、地域の絆の重要性や新しい公、ソーシャルキャピタルの基本理念を学ぶ。
 - ↓
 - ②コーディネーター研修：①の参加者を対象に、地域の諸機関（社会教育関係団体、自治会、NPO、ボランティア等）による「横」の連携・協働と各ライフステージ（子どもから高齢者まで）をつなぐ「縦」を接続コーディネートする知識・技術を育成する。
 - ↓
 - ③新たな地域の絆づくり支援事業（研究）：地域において、多くの人や団体に関わることにより、新たなつながりを形成し、地域の活性化につながるモデル事業を委託し、地域の絆づくりの効果的な方法について研究する。（テーマ：「社会教育施設の活性化」）
 - ↓
 - ④「地域活性化」フォーラムの実施：持続可能な社会づくりにおける地域の絆の重要性を県民に啓発する。

事業化にあたっての問題点：「地域の活性化」が知事の所管事務であることから、教育委員会が行うべき事業であるという説明が難しい。